

意見案第1号

国会における憲法論議についての意見書

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則として昭和22年に施行されて以来、我が国の民主主義と社会の発展に重要な役割を果たしてきた。

一方で、施行から長期間が経過する中、我が国を取り巻く安全保障環境の変化、自然災害の激甚化、人口減少・少子高齢化の進行など、社会経済情勢は大きく変化している。

このような状況の下、国家の基本法たる憲法について、現行規定が今日の複雑かつ多様化する社会情勢に的確に対応し得ているかを不断に検証し、その在り方についての議論を着実に深化させていくことが重要である。

こうしたことから、時代の変化に応じた憲法の在り方について、国会においてより具体的かつ建設的な議論を進める段階に来ている。

政府においても、憲法改正については国民的議論の広まりを重視する姿勢が示されているところであり、憲法は主権者たる国民全体のものであることから、広大な国土と多様な課題を抱える北海道をはじめとする地方の実情や意見が十分に反映されることが重要である。

よって、国においては、日本国憲法に関する議論を進めるに当たり、地方公共団体や道民の意見を広く聴取し、議論を一層深化させるとともに、国民的理解の下で具体的かつ建設的な議論を丁寧に進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官

} 各通

北海道議会議長 伊藤 条 一